

第5回 由良川流域治水協議会 議事概要

開催日時：令和4年3月23日（水）14：30～15：45

開催場所：ホテルロイヤルヒル福知山&スパ（金蘭・銀蘭の間）

※出席者の一部はweb会議システムによる参加

I 議事次第

- (1) 規約の変更について
- (2) 由良川水系流域治水プロジェクトの充実について
- (3) 今後のスケジュールについて

(出席者)

福知山市 大橋市長

舞鶴市 多々見市長（代理：市長公室 小田危機管理室長）

綾部市 山崎市長（代理：山崎副市長）

宮津市 城崎市長（代理：総務部 居村消防防災課長）（Web参加）

南丹市 西村市長（Web参加）

京丹波町 畠中町長

丹波篠山市 酒井市長（代理：九鬼管理係長）（Web参加）

丹波市 林市長（代理：河川整備課 足立副課長）（Web参加）

京都府 建設交通部 崎谷理事（Web参加）

兵庫県 県土整備部 土木局 総合治水課 八尾総合治水課長（Web参加）

農林水産省 近畿農政局 農村振興部 羽島洪水調節機能強化対策官（Web参加）

林野庁 京都大阪森林管理事務所 中塚所長（代理：藤原調整官）（Web参加）

気象庁 京都地方气象台 内藤台長（代理：辻次長）（Web参加）

気象庁 神戸地方气象台 藤本台長（Web参加）

環境省 近畿地方環境事務所 環境対策課 福嶋環境対策課長

（代理：米田地域適応推進専門官）（Web参加）

国立研究開発法人森林研究・整備機構 森林整備センター近畿北陸整備局 佐々木局長

国土交通省 近畿地方整備局 福知山河川国道事務所 矢野所長

関西電力株式会社 再生可能エネルギー事業本部 京都水力センター 掛谷所長（Web参加）

(配布資料)

次第、出席者名簿、配席図

資料1 協議会規約（案）

資料2-1 流域治水プロジェクトの充実について

資料2-2 由良川水系流域治水プロジェクト【2022年3月版】案

資料2-3 由良川水系流域治水プロジェクト<個別事例>

資料2-4 グリーンインフラ<個別事例>

資料3 今後のスケジュール

参考資料1 幹事会の結果概要

参考資料2 環境省からの情報提供

II 議事概要（○：出席者発言、●：事務局発言）

■規約の変更について

●林野庁京都大阪森林管理事務所、環境省近畿地方環境事務所、国立研究開発法人森林研究・整備機構森林整備センターがオブザーバーから構成員に入っていただくこと、近畿農政局の構成員の方の役職変更、オブザーバーの関西電力の所属機関名の変更について協議会の了承を得た。規約は令和4年3月23日に改正とする。

■流域治水プロジェクトの各機関の取組状況について

○災害時要配慮者の個別避難計画作成に関して、令和4年度も引き続きプロジェクトチームを中心に取り組みを進めており、避難支援者、移送手段、避難先を確保するとともに、計画策定手法と避難パターンの作成を行い、令和7年度には個別避難計画の作成が必要となるすべての皆さんの計画が作成できるよう取組を進めていく。（福知山市）

○舞鶴市総合モニタリング情報配信システムを令和3年7月にWEB公開し、同年8月の大雨時には閲覧者数が普段の10倍になった。今後、内閣府SIPによる市町村災害対応統合システムと連動させることにより、避難情報を適切なタイミングで市民にわかりやすく伝達できるよう、更なる機能向上を目指す。（舞鶴市）

○昨年3月に策定された立地適正化計画において、コンパクトアンドネットワークの考え方に基づき、都市機能の集積や居住の誘導を図る方針を掲げた区域について、災害リスクをできるだけ回避・低減させるための防災指針の検討を進めてきた。本防災指針については、今月30日の綾部市都市計画審議会に諮問の後、答申を得たうえで3月31日に公表する予定である。（綾部市）

○要配慮者利用施設における避難確保計画作成と避難訓練実施に関して、令和4年度において計画が未作成である9施設について計画作成に至るよう取り組み、令和4年度中に市内全施設の計画作成を完遂することを目標とする。（宮津市）

○役場新庁舎の整備に当たり、下流域への雨水流出抑制対策として駐車場の地下を有効活用した雨水貯留槽を整備した。新庁舎が町民の安心・安全を守る防災拠点として、機能を発揮するためにも、今後もより一層災害への危機管理対策を進めたい。（京丹波町）

○海岸保全施設の整備として、神崎海岸の事例を説明する。由良川の河口付近に突堤を築き、沖合に人工リーフを新設・拡張することで、海岸侵食を防ぐものである。（京都府）

○竹田川流域においては、ため池貯留で3箇所、1万^m³の容量確保、田んぼダムとして25haの田んぼでセキ板配布、三宝ダム1万^m³、栗柄ダム3万^m³の事前放流など、様々な流域対策に取り組んでいる。土砂災害対策としては、緊急性の高い箇所を優先して、治山・砂防防災林整備事業を実施する。（兵庫県）

○局地的豪雨の増加による影響を把握し、その人的・物的被害を軽減するために、関係者の連携とアクションプランの立案を目的とした分科会を昨年度設置した。今年度は広域アクションプランの骨子案（施設の豪雨対策状況整理、豪雨関連情報の有効活用検討のソフト対策を進める）を策定している。（環境省）

○更なる森林の有する公益的機能の高度発揮を図るため、令和3年度においては約700haの森林整備を予定している。また、森林の有する公益的機能を持続的かつ高度に発揮させるため、複数の樹冠層を有する育成複層林の造成を積極的に推進している。（森林整備センター）

○平成25年台風18号の被害を踏まえて、由良川水系河川整備計画の整備内容を大幅に前倒して実施してきた。中流部の連続堤整備として、福知山市前田地区では大谷川樋門等の築造工事とともに、令和3年度に築堤盛土が完成し、堤防がなかったために由良川沿いが一面浸水していたのが、堤防整備により一連の堤防がつながった。（福知山河川国道事務所）

○昨年は基準雨量に達しなかったため事前放流の実績はなかったが、今年は昨年3月に変更手続きの承認をいただいた「和知ダム操作規定」に基づいて、事前放流も含め適切なダムの運用操作に努めていきたいと考えている。（関西電力株式会社）

■流域治水プロジェクトのグリーンインフラにおける各機関の取組状況について

○上林川を美しくする会が実施する「ヨシ刈り作業」には、地元住民以外にも他地域の方々にも多数参加していただいております、この取り組みを通じて景観保全、水域浄化のほかに、川の大切さの啓発にも努めていきたいと考えています。（綾部市）

○由良川河口部の由良川自治連合会では、毎年、由良川沿岸の清掃に取り組んでおり、由良海岸でも地元自治会が定期的に清掃活動を実施している。また、由良川流域の各関係機関によるクリーン作戦等の環境活動や、福知山河川国道事務所による河川敷内の雑木等の伐採が、下流河口地域のごみ量の低減に繋がっており、今後ともご支援、ご協力をお願いしたい。（宮津市）

○令和2年に設立された和知地区周遊圏観光協議会により、河岸段丘を望む展望施設の設置が令和4年3月に完成する。また、由良川や河岸段丘の草刈りや鮎のぼりの飾りつけを行うことで、景観形成を図っている。今後も和知地区周遊圏観光協議会や地元住民等の協力を基に、由良川周辺の景観維持の活動を推進していきたいと考えている。（京丹波町）

○京都府の河川整備は、多自然型川づくりを基本として実施している。河川改修にあたっては、河床を船底形にしたり、自然に配慮した護岸とすることで、生物にとっては棲みやすい環境を形成し、生物の生息・生育環境等に優しい川づくりを進めている。（京都府）

○綾部市並松地区において、学識者や地元関係者、行政などから構成される堤防景観検討会を設置し、「魅力ある水辺空間・賑わい創出」のための堤防整備の方針を検討した。検討会では、地区名の由来である松並木と現状の景観を構成している桜並木を再生することで、整備方針を決定した。（福知山河川国道事務所）

■今後のスケジュールについて

- 第5回由良川流域治水協議会における「流域治水プロジェクトの充実について」をもって、由良川水系流域治水プロジェクト（令和4年3月版）の公表を予定している。